



鳥 取 労 働 局 発 表 平成 28年 10月 24日

担 職業安定部職業安定課

当

課長補佐 長谷川 和孝課長補佐 赤澤 学

Tel 0 8 5 7 - 2 9 - 1 7 0 7

平成28年鳥取県中部地震に係る雇用保険給付の特例措置の実施について

鳥取労働局(局長内田敏之)は、このたびの平成28年鳥取県中部地震による災害により、平成28年10月21日に災害救助法が適用されたことに伴い、雇用保険の失業給付の支給に関して以下の特例措置を設けましたのでお知らせします。

1 ハローワークへ来所できない求職者の方々の失業の認定日の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

2 災害救助法適用時における支援策について

【 災害時における求職者給付の支給に関する特例措置 】

1) 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなった ため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給する ことにより、生活の安定を図ろうとするものです。

② 特例措置の内容

次の要件を満たす方についてついては、雇用保険法の失業者とみなして、雇用保険失業者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける 倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町に所在する事業所に雇用される方(注1)で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業(注2)することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

(注1:雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。)

(注2:災害により直接被害を受け休廃止した場合が対象となります。)

3 制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、 雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は 通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。